

第1回 参考資料

目次

1. 障害児入所施設の現状 1
2. 入所児童年齢	
3. 入所経路	
4. 入所理由	
5. 合併障害の割合	
6. 被虐待児童	
7. 児童養護施設における障害等のある児童の増加	
8. 家庭外泊、帰省の状況	
9. 移行先	
10. 過齢児の現状	
(参考) 現行制度の概要 11

1. 障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

速報値

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	260	4,957	1,339	6,296
医療型	267(88)	2,863 (779)	4,409 (1,721)	7,272 (2,500)

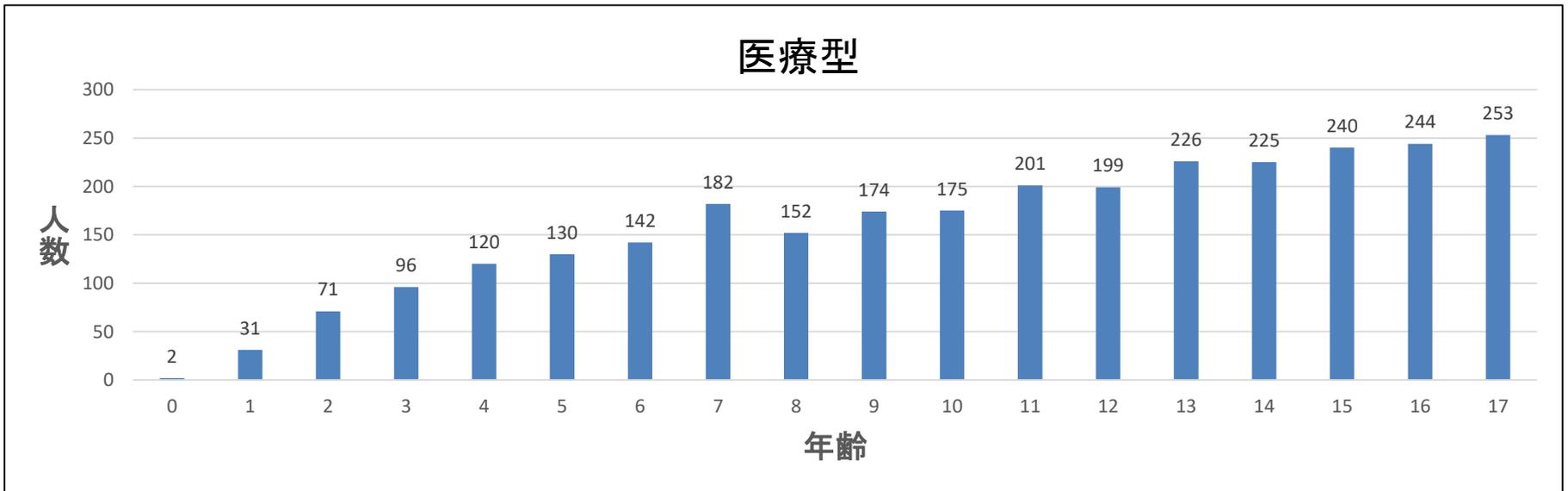
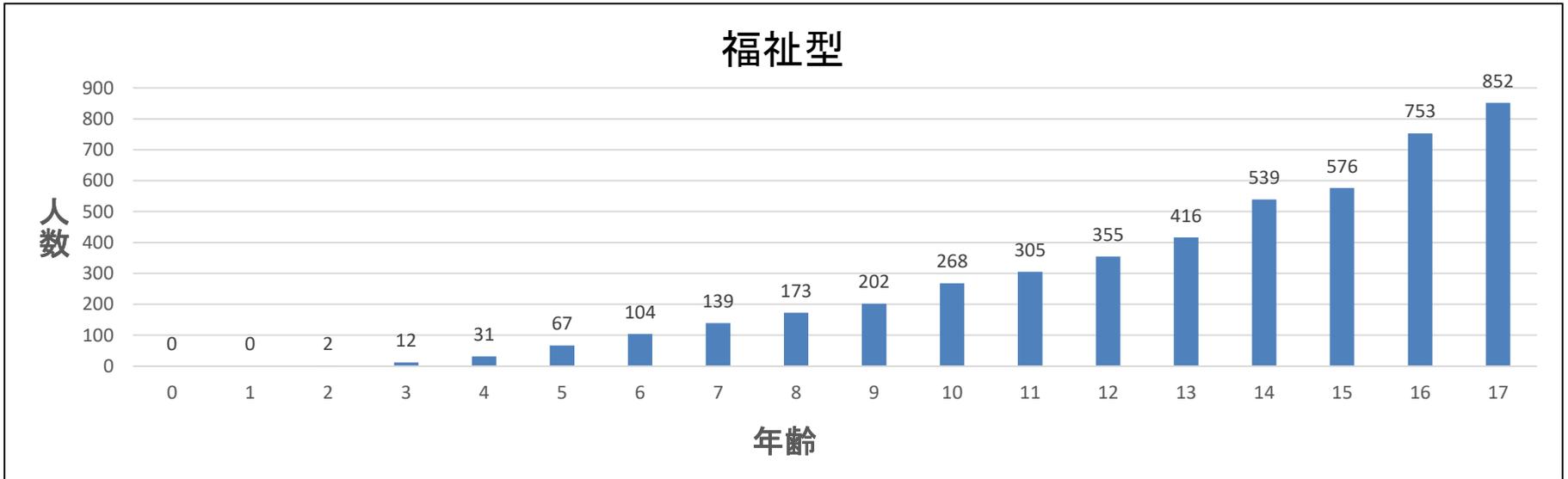
	福祉型					医療型				合計
	知的児	自閉児	盲児	ろうあ児	肢体不自由児	自閉児	肢体不自由児	重症心身障害児		
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	55(15)	209(73)	527	
定員	7,621	67	108	155	262	78	2,951(924)	19,060(6,600)	30,302	
現員	5,910	46	73	78	189	34	1,133(347)	6,105(2,153)	13,568	
児童数	4,613	43	68	70	163	34	918(207)	1,911(572)	7,820	
措置	3,032	13	65	53	111	15	259(64)	555(142)	4,103	
契約	1,581	30	3	17	52	19	659(143)	1,356(430)	3,717	
18歳以上	1,297	3	5	8	26	0	215(140)	4,194(1,581)	5,748	

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている。

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

2. 入所児童年齡

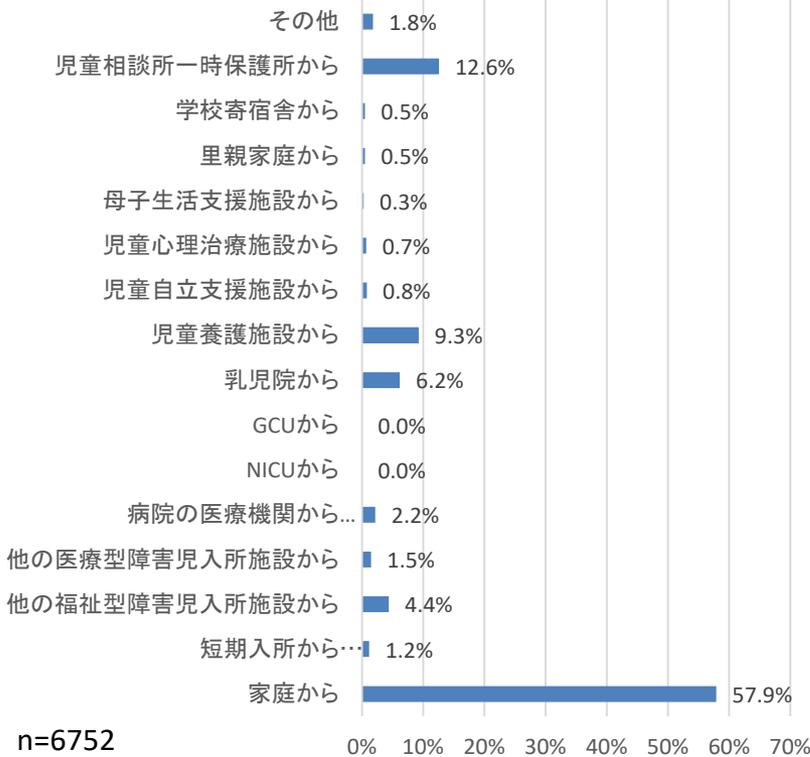


3. 入所経路

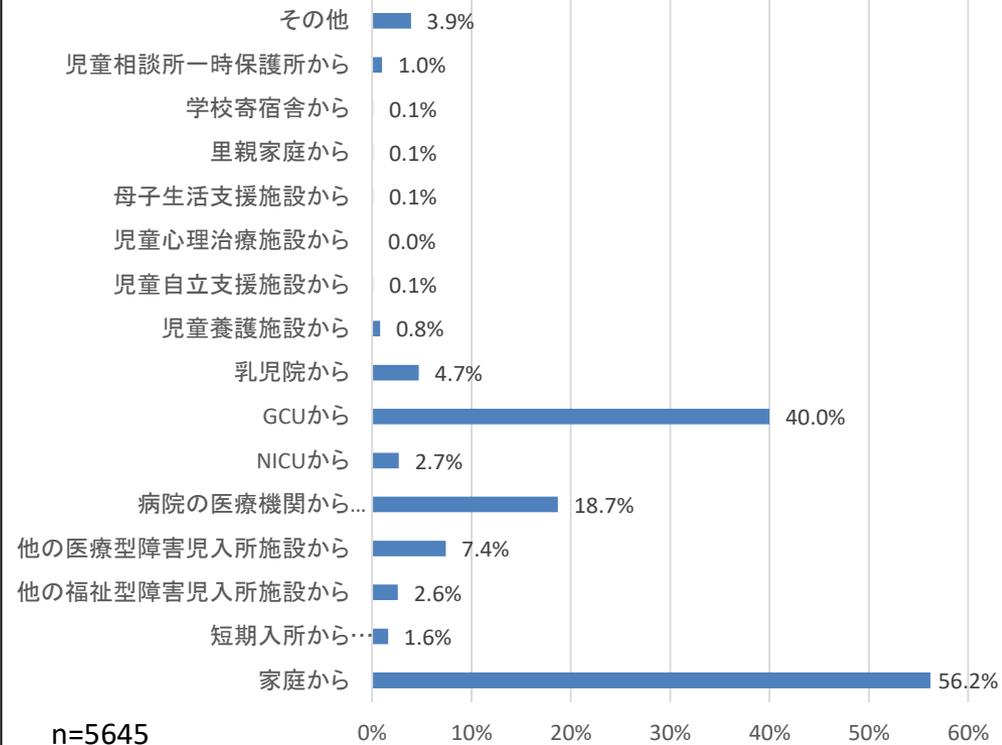
現 状

入所経路であるが、福祉型、医療型共に家庭からが一番多い。
続いては、福祉型は、児童相談所一時保護、児童養護施設、乳児院となっている。
医療型は、GCU、病院の医療機関、他の医療型入所施設、乳児院からの入所となってい

福祉型



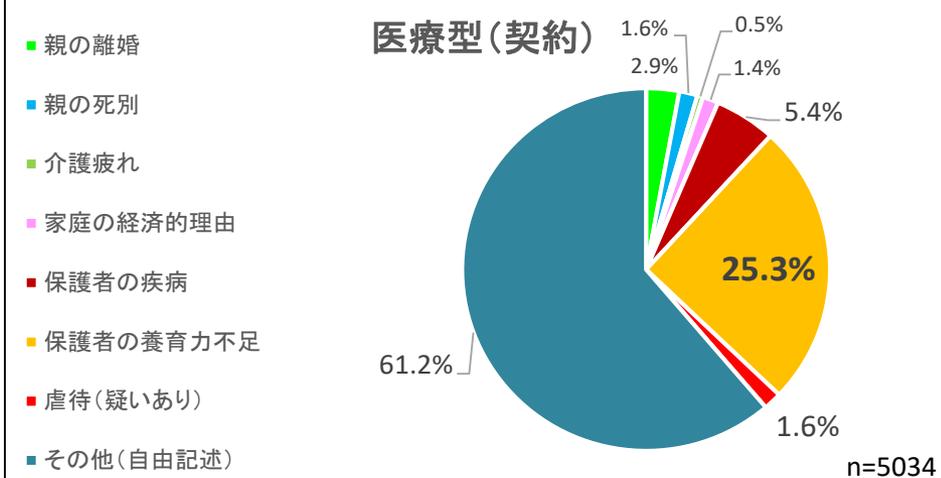
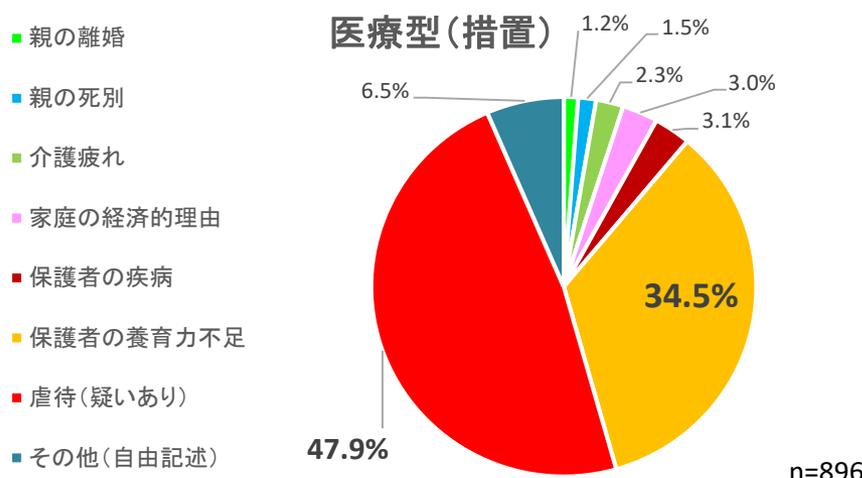
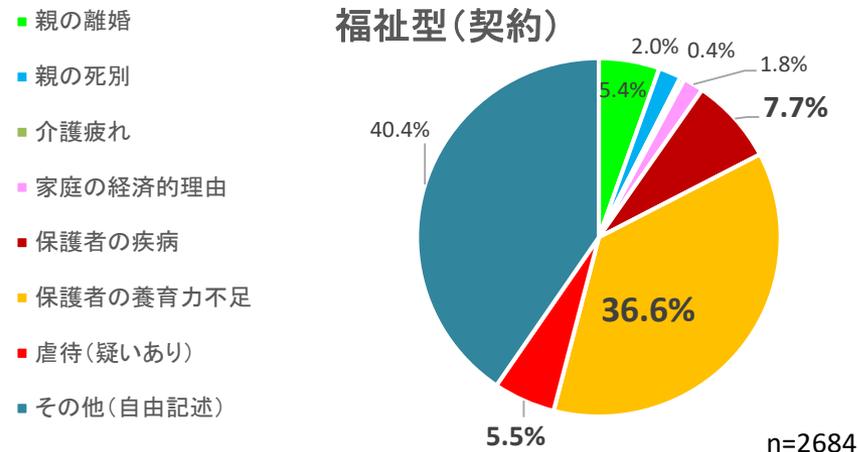
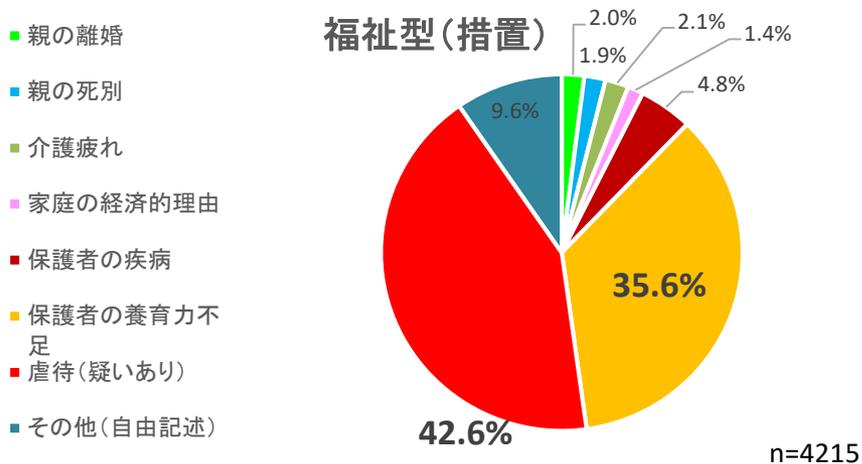
医療型



4. 入所理由

現状

入所理由としては福祉型、医療型共に、措置では虐待(疑いあり)、保護者の養育力不足が多い。契約では、保護者の養育力不足が多くなっている。

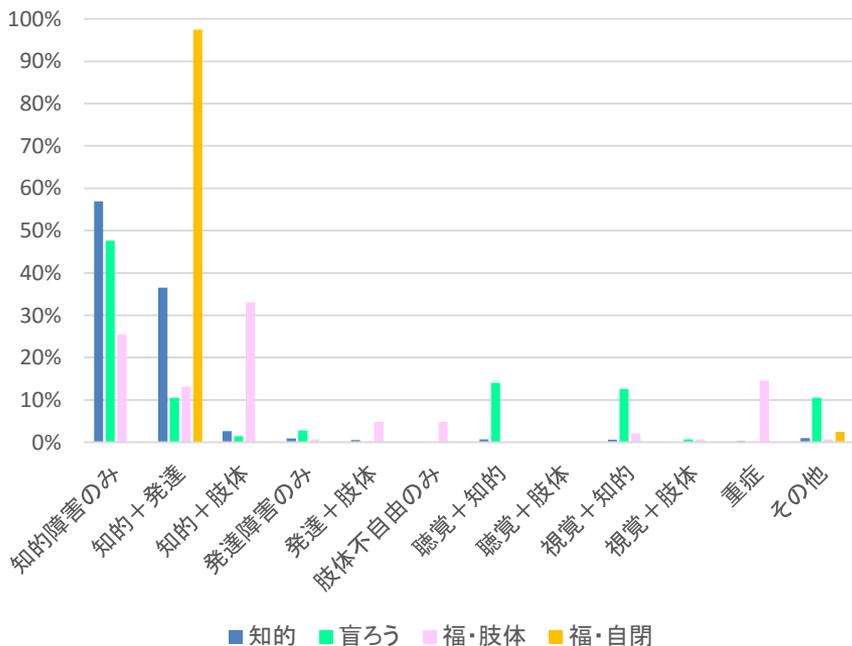


5. 合併障害の割合

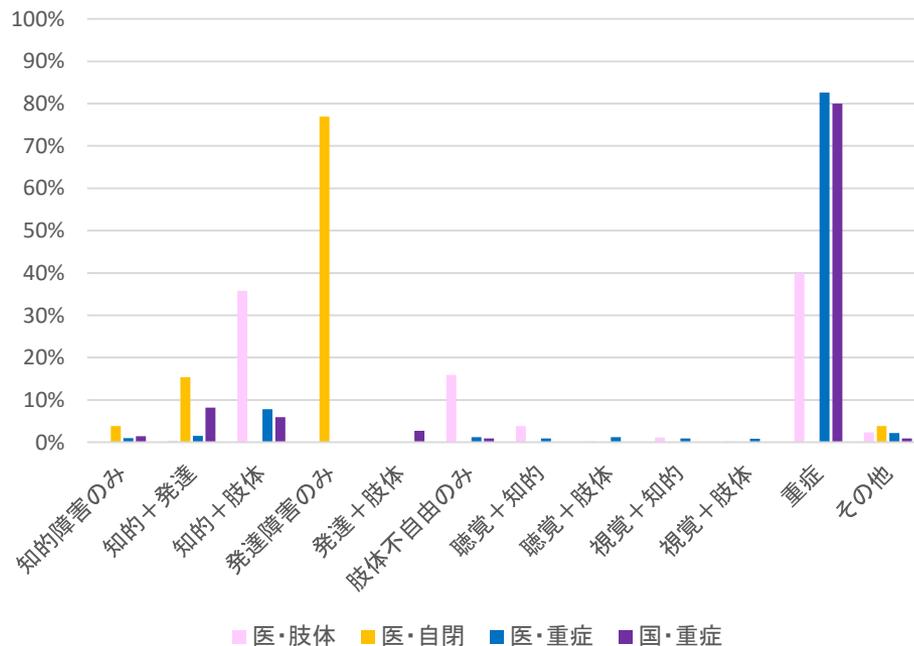
現状

- ・知的障害児施設においても、自閉症を主とする「発達障害」児もしくは「発達障害」を伴う児が多い傾向がある。
- ・施設種別としては「盲ろう児を主な対象とする」施設においても、視覚、聴覚だけでなく、知的障害を合併する、あるいは知的障害が主な障害である児童が多く、発達障害を合併する児童も存在する。
- ・「肢体不自由児を主な対象とする」施設では、福祉型、医療型のいずれにおいても、知的障害のある児童が多数である。福祉型肢体不自由児施設において重症心身障害児が14.5%であり、医療型肢体不自由児施設において、重症心身障害児が40%である。

合併障害の割合(福祉型)



合併障害の割合(医療型)



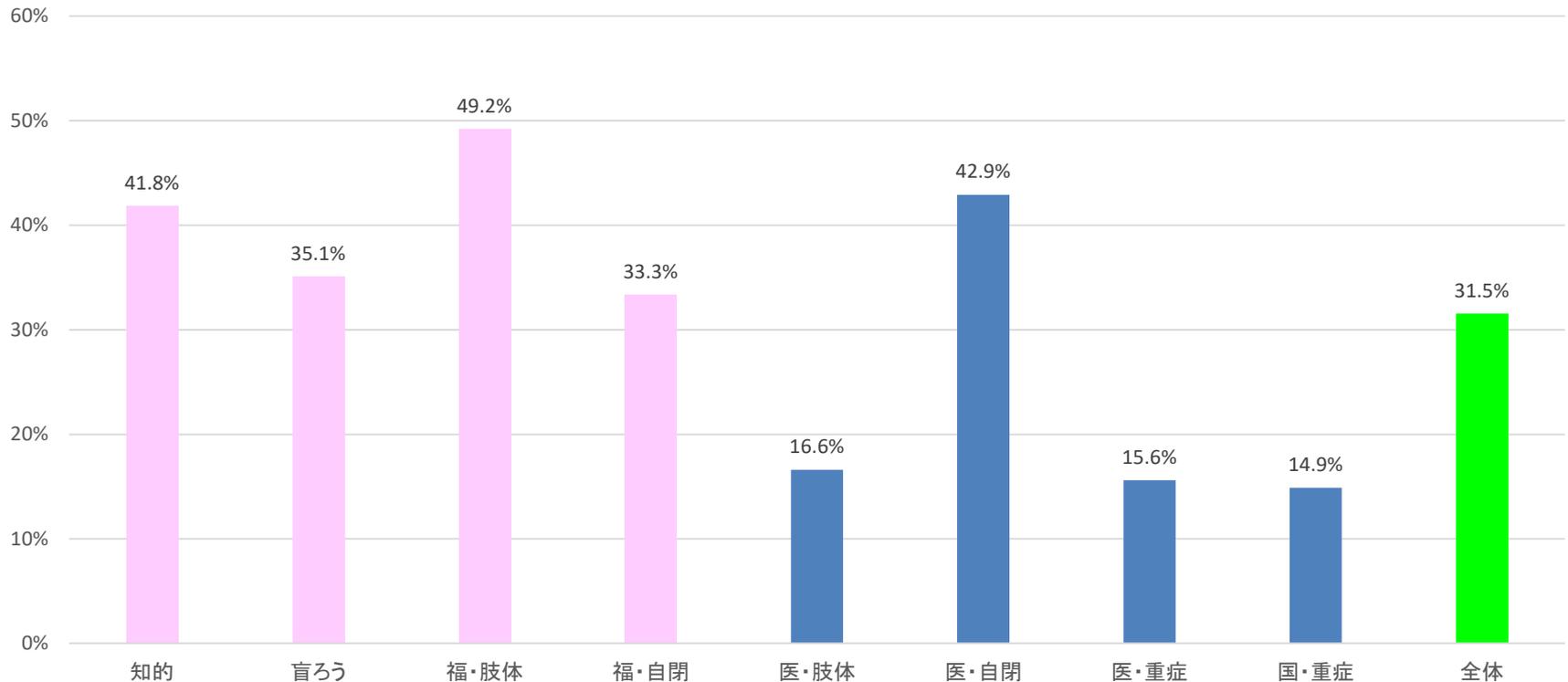
参照: 平成28・29年度厚生労働科学研究事業「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」総合研究報告書(回収率: 57.3%)

6. 被虐待児童

現状

入所児童のうち被虐待児は、全体では入所児童の31.5%である。

被虐待児(被虐待児童、疑い)が
入所児童に占める割合

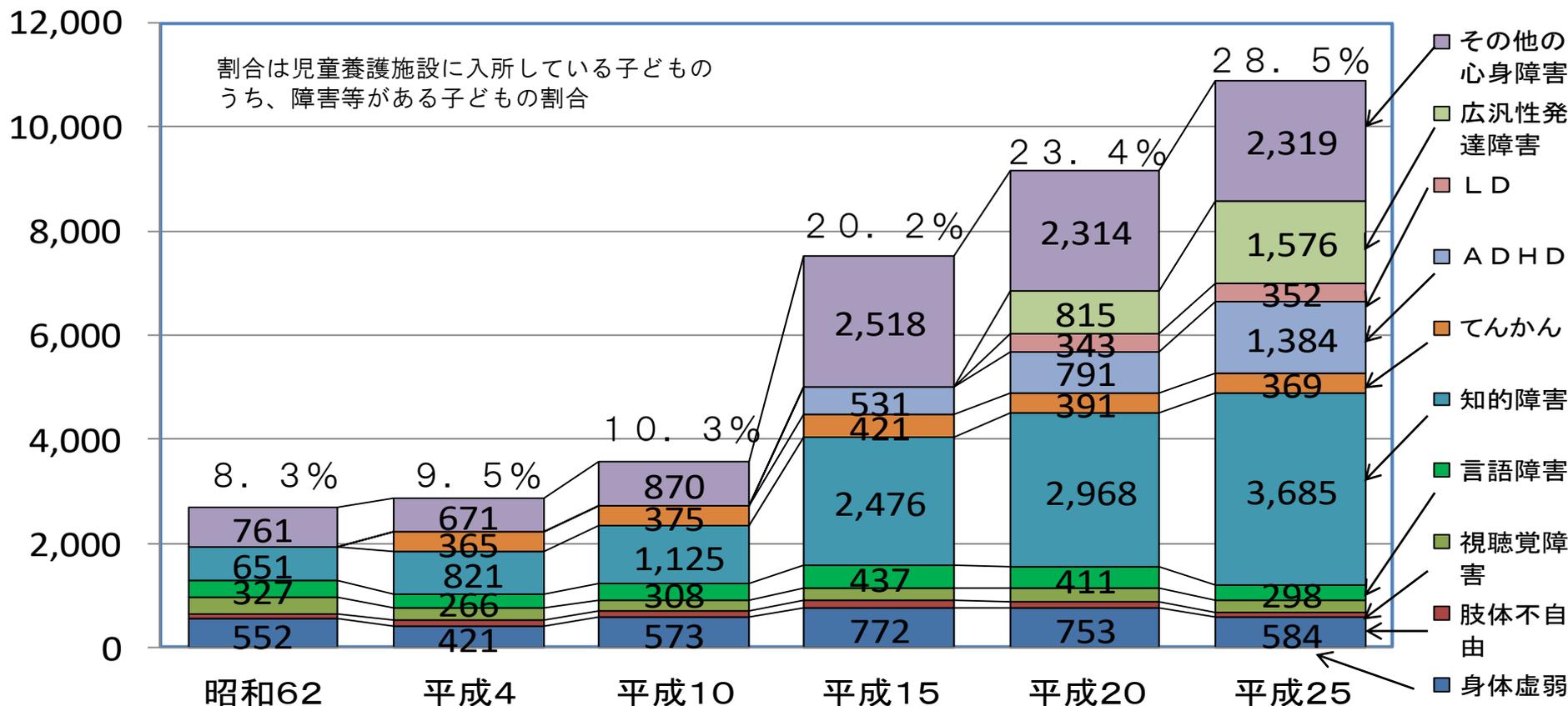


参照:平成28・29年度厚生労働科学研究事業「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」総合研究報告書(回収率:57.3%)

7. 児童養護施設における障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

児童養護施設入所児童等調査結果

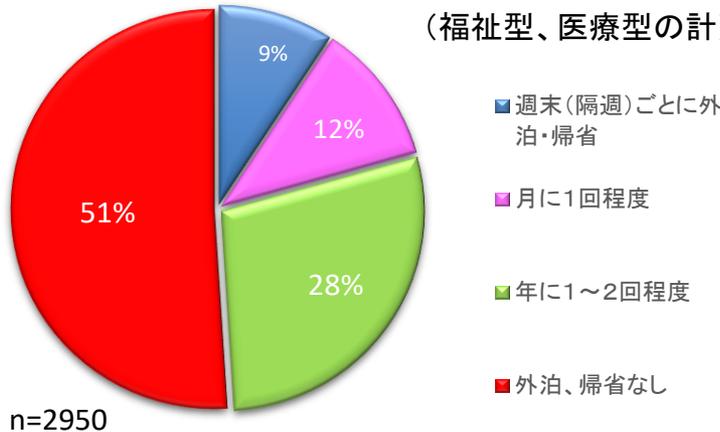
8. 家庭外泊、帰省の状況

現状

外泊、帰省(平成27年4月～28年3月実績)は外泊、帰省なしが措置では51%、契約15%。加えて、年に1～2回程度が措置、契約共に28%となっている。理由として一番多いのは、家庭状況から帰せない57%となっている。

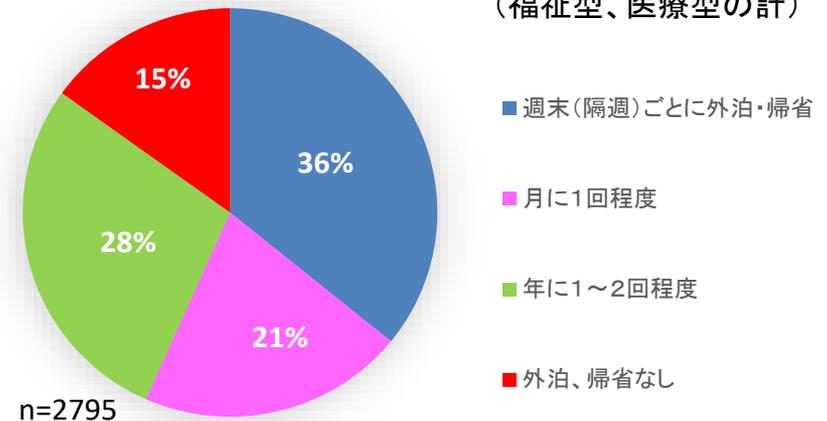
家庭外泊、帰省の状況(措置)

(福祉型、医療型の計)

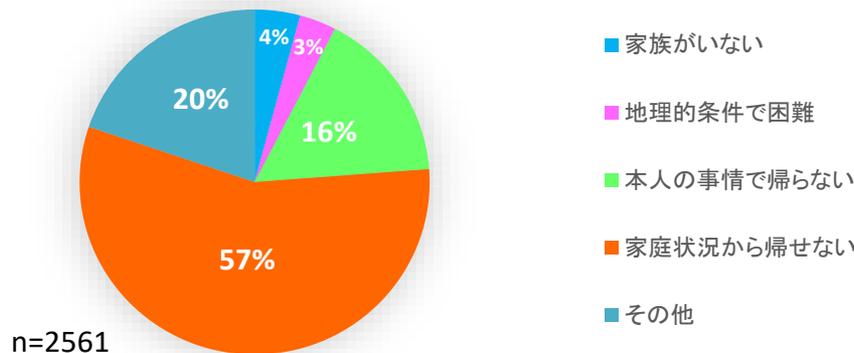


家庭外泊、帰省の状況(契約)

(福祉型、医療型の計)



外泊、帰省なしの理由



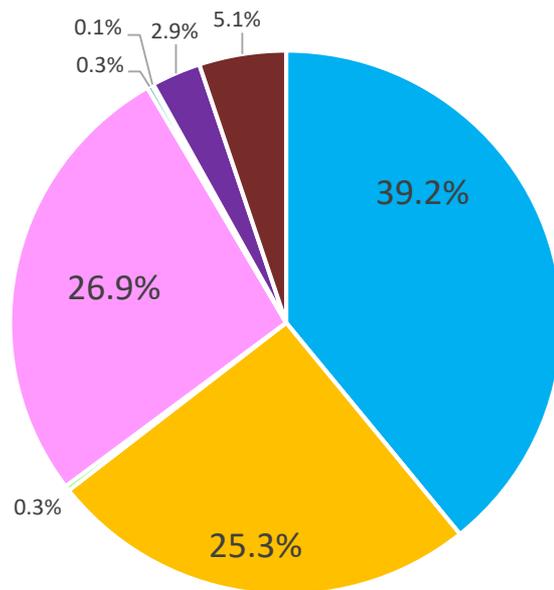
9. 移行先

現状

移行先(平成29年度分)は、福祉型は障害者入所施設、家庭、共同生活援助への移行が多い。医療型は家庭復帰が最も多く、次いで療養介護への移行となっている。

福祉型

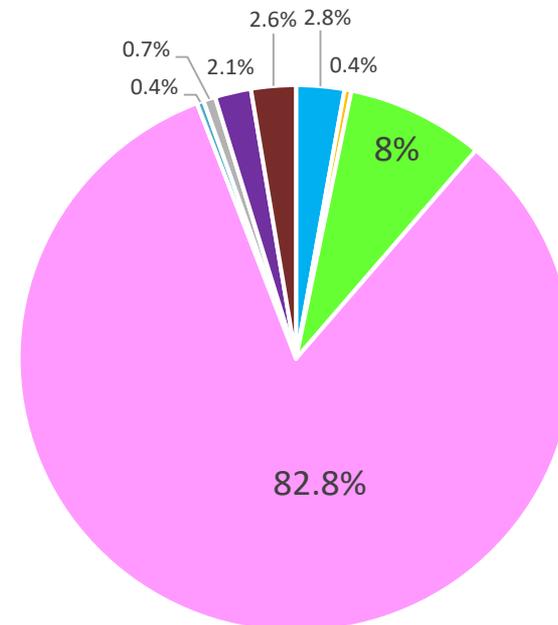
- 障害者入所施設
- 共同生活援助
- 療養介護
- 家庭
- 里親
- 養子縁組
- 他の障害児入所施設
- その他



n=1471

医療型

- 障害者入所施設
- 共同生活援助
- 療養介護
- 家庭
- 里親
- 養子縁組
- 他の障害児入所施設
- その他

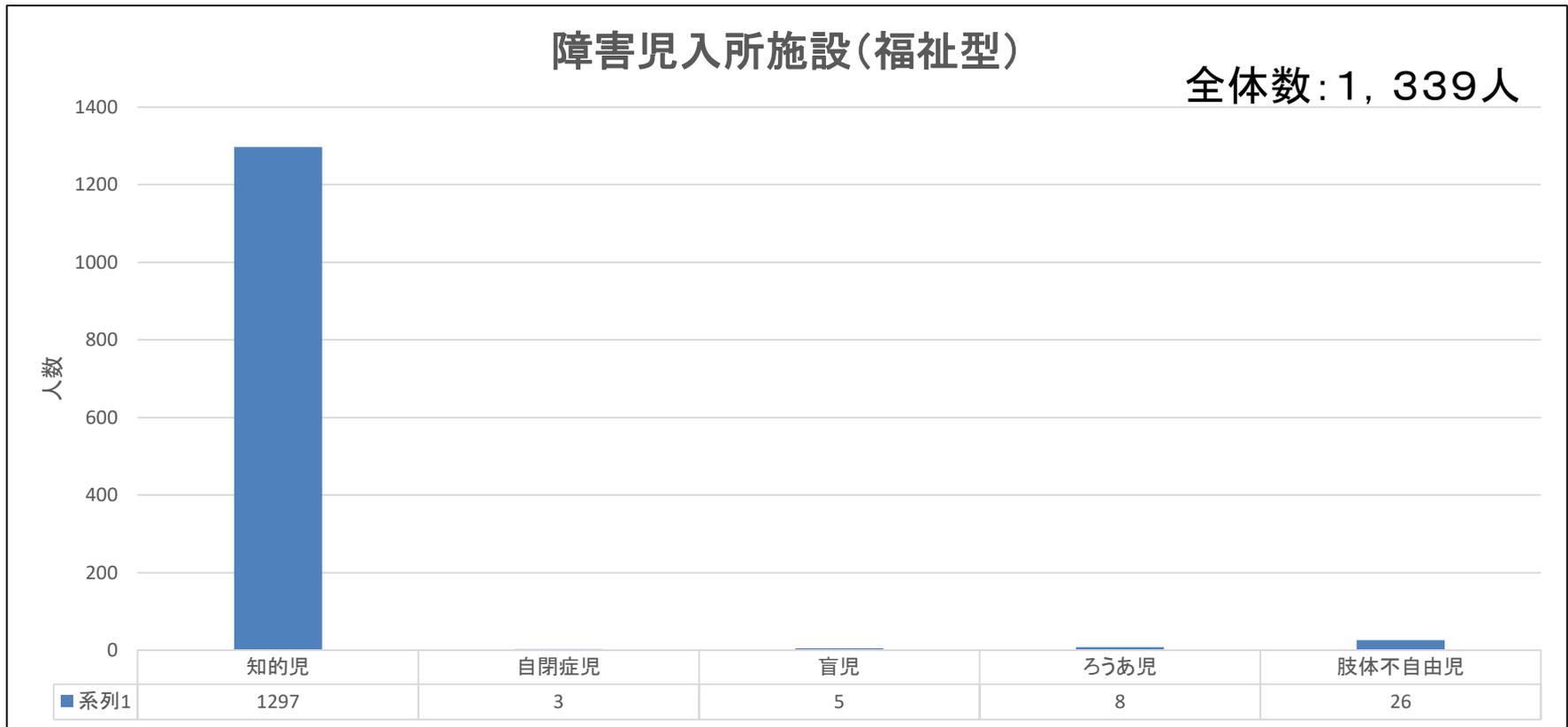


n=2039

10. 過齢児の現状

現状

・過齢児の人数は、平成30年1月時点では1,652人だったが、平成31年1月時点では1,339人となっている。主に知的障害児施設に在籍している。



出典: 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

(参考) 現行制度の概要

障害児入所支援の概要

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等に対応

- ・ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。
- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者総合支援法の障害福祉サービス）で対応することを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
 - ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 444～891単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 592～787単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 435～830単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 434～826単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 702～747単位

■ 主な加算

児童指導員等加配加算

- 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の有資格者を加配した場合に加算
(利用定員、提供児童等に応じた単位を設定)
- ・ 理学療法士等 8～151単位
 - ・ 児童指導員等 6～112単位

小規模グループケア加算(240単位)

- 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

- ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- **児童指導員及び保育士**
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上
少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- **児童発達支援管理責任者 1人以上**

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

- 主として自閉症児を入所させる施設 349単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 317～ 417単位)
- 主として肢体不自由児を入所させる施設 173単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 158～ 204単位)
- 主として重症心身児を入所させる施設 909単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 820～1,095単位)

■ 主な加算

心理担当職員配置加算(26単位)

→ 心理担当職員を配置している場合に加算。公認心理士を配置している場合は、さらに10単位を加算
※ 主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。

小規模グループケア加算(240単位)

→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化について

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

通所サービス

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

入所サービス

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの